

☆買い物・通院に徒歩数分 ☆上下水道整備済

住宅地を販売します!!

No.	街区	画地	地積	価格	単価
①	17	20	約219㎡ (約66.3坪)	5,913,000円	27,000円/㎡
②	31	9-1	約334㎡ (約101.2坪)	6,245,800円	18,700円/㎡

この住宅地は、土地区画整理事業により、住宅建築などを目的に整備された、相手者を特定せず広く一般に販売する土地(保留地)です。

応募受付

期間 2月27日(火)から
3月26日(月)まで
平日午前8時30分～午後5時

場所 会津坂下町役場2階 建設課

持参品 印鑑(認印)、本人確認できるもの(免許証など)

※購入希望者が複数の場合は、抽選とします。

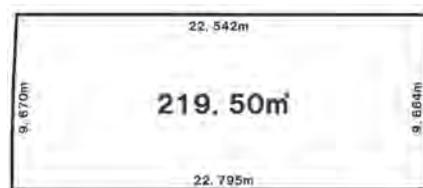
※「保留地」購入の場合は、一般の土地売買と次の点が異なりますのであらかじめご承知おきください。

1. 事業完了まで保留地の登記簿はありません。「換地処分」という手続きを経た後に登記されます。
2. 保留地の面積は、事業完了時に確定します。表示の面積とは若干増減する可能性があります。
3. 融資を利用して購入をする際、抵当権などの設定ができない場合があります。

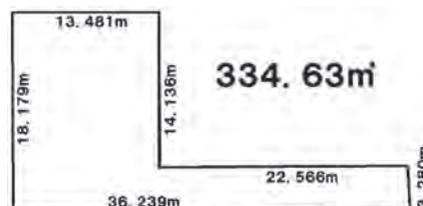
住宅地(保留地)位置図



① 17街区 20画地
5,913,000円



② 31街区 9-1画地
6,245,800円



～ より詳しい情報は、町ホームページでご覧いただけます。～



【問い合わせ 建設課 都市土木班 ☎ 84 - 1506】

進学、就職、退職、引越しなどによる 国民健康保険の加入・脱退の 手続きは14日以内にしましょう！

新生活が始まるこの時期は、国民健康保険の加入・脱退などの手続きが必要となる場合があります。

資格の異動があった日から14日以内に町役場の窓口で必ず手続きを行いましょう。

【国保に加入するとき】

手続きが必要なとき	手続きに必要なもの
他の市町村から転入	①他の市町村からの転出証明書、②印鑑
職場の健康保険から脱退 (被扶養者からはずれた)	① <u>社会保険資格喪失証明書</u> など今まで加入していた保険の資格がなくなった事がわかるもの、②印鑑
生活保護を受けなくなった	①生活保護廃止通知

※国保税は、加入の届け出をした日からではなく、資格を得た日（例：退職のときは退職した日の翌日）から生じるので、その日に遡って国保税を納めることになります。

【国保から脱退するとき】

手続きが必要なとき	手続きに必要なもの
他の市町村へ転出 [※ a]	①保険証、②印鑑
職場の健康保険に加入した (被扶養者になったとき) [※ b, ※ c]	①保険証、②社会保険の保険証（コピー可）または社会保険取得証明書等、③印鑑
被保険者が死亡した	①保険証、②印鑑
生活保護を受け始めた	①保険証

※ a：就学のための転出の場合は、特例により会津坂下町の国保に加入したまま転出することができます。その際は「在学証明書」もご持参ください（学生証では不可）。

※ b：保険証は、切り替わる方全員分をご持参ください。

※ c：職場の健康保険に加入した場合でも、国保からの脱退手続きを職場で行うことはありません。ご本人またはご家族の方による手続きが必要です。

※国保の資格を失った後に国保の保険証を使って医療を受けてしまった場合は、国保が負担した医療費分の全額（窓口負担の最大9倍分）を返していただく手続きが生じます。

※加入する健康保険が変更になった場合は、速やかに医療機関に新しい保険証を提示してください。

※平成29年度分の国保税の納め忘れがある場合は、お早めに納入してください。

未納があると、必要な給付などが受けられなくなることがあるほか、延滞金が生じることもあります。

平成30年 農作業標準賃金協定額

農業委員会は、町内各農業関係団体と協議の上、下記のとおり標準賃金協定額を定めましたので、お知らせします。

★標準賃金協定額は消費税込みの料金です。

作業種類	単位	標準賃金協定額	備考
田 耕 起	10 a	※ 4,320 円	
畑 耕 起	10 a	4,752 円	休耕状態の農地の場合は両者協議。
水田転作田耕起	10 a	※ 6,480 円	1回耕起の場合は4,320円。
代かき(植代迄)	10 a	※ 6,480 円	
く ろ つ け	10 m	540 円	
育 苗	1 箱	完成苗 648 円	
		発芽苗 432 円	
直播(点播・条播)	10 a	4,320 円	種もみ代(コーティング含む)は委託者持ち。
苗 運 搬	10 箱	540 円	
機 械 田 植	10 a	※ 5,400 円	側条施肥は1,080円増し。薬剤散布については両者協議(参考価格540円)。
一 般 農 作 業	1 時間	850 円	不課税。
農 薬 ・ 肥 料 散 布	10 a	※ 1,080 円	肥料単品につき(農薬資材は委託者持ち)。
畦 畔 草 刈 り	1 時間	1,543 円	草の処分は委託者が行う。 トラクターによる草刈りは両者協議とする。
コンバイン(刈取)	10 a	※ 18,360 円	倒伏田・特殊田は両者協議のこと。
籾 運 搬	10 a	2,160 円	
籾 乾 燥 調 製	製品(玄米) 1俵当り(60kg)	1,425 円	籾殻処理等を含む。 石抜・色彩選別のみ場合は両者協議とする。(基準として1袋(30kg)378円)
そ ば	刈 取	10 a	6,480 円
	乾燥・調製	製品10kg当り	216 円
	運 搬	10kg	108 円
麦 刈 取	10 a	10,800 円	乾燥・調製・運搬についてはそばに準ずる。
大 豆 刈 取	10 a	10,800 円	
ハイベラー(わら梱包)	1 個	270 円	ひも代とハイメーカー代含む。
ロールベラー	1 個	270 円	ひも代含む。わら製品価格1個360円。
精 米	30kg当り	514 円	

★※印の作業において、10a以下の圃場については、10%増しとします。

★コンバインによる倒伏田の料金については、倒伏率分を増額するものとします。

(例：倒伏率10% = 10%増し・倒伏率30% = 30%増し・倒伏率100% = 100%増し)

★圃場条件や労働能力に差異があって、標準料金によりがたい場合は、当事者間でその都度、調整してください。

★調整水田の田植・刈取作業については、作付け面積の料金とします。



平成30年 会津坂下町賃借料情報

この「賃借料情報」は、貸し手と借り手の契約の際の参考として提供するものです。米価の推移や生産費、農地の形状などを考慮し、お互いの話し合いの中で賃借料を決めて契約してください。（この賃借料は、農地利用集積円滑化団体が公表している金額です。）

1. 田の部

(単位:円/10a 当り)

区 分	賃 借 料	作 物 内 訳
第 1 地 域	23,000	水 稻
第 2 地 域	19,000	
第 3 地 域	16,000	

※水利費は、耕作者が負担することを前提とします。



2. 畑の部 : 賃借料を定めない。

3. 農地区分の内訳

区 分	第1地域				第2地域	第3地域
水稻の収量 10a 当り	600kg				550kg~ 600kg	550kg
地 区 (大字単位)	旧坂下	宮 古	五 香	気多宮	勝 大	長 井
	牛 川	海老細	御池田	船 杉	津 尻	坂 本
	樋 島	新開津	三 谷	大 上 (第2地域以外)	大 上 (県道の西側で栗村堰の北側の区域)	高 寺
	五ノ併	束 原	中 泉	宇 内 (第2地域以外)	宇 内 (県道西側の区域および字馬場・字北川前の区域)	片 門
	大 沖	開 津	合 川			東 松
	羽 林	青 木	八日沢			
	白 狐	青 津	見 明			
	福 原	沼 越	塔 寺			
	金 上	立 川	新 舘			